

別紙

「旭上街分区污水管渠実施設計委託業務（R7-1）」の最低制限価格の設定について

下記のとおり最低制限価格を設定する。

記

算定式

土木設計

$$\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} \times 90/100 + \text{一般管理費等} \times 50/100$$

$$\text{直接人件費} = \text{設計業務}$$

上記算定式により算出した額が予定価格の10分の6に満たない場合は、予定価格の10分の6の額とし、予定価格の10分の8.1を超える場合は、予定価格の10分の8.1の額とする。

測量

$$\text{直接測量費} + \text{諸経費} \times 50/100$$

$$\text{直接測量費} = \text{直接業務費} + \text{安全費}$$

上記算定式により算出した額が予定価格の10分の6に満たない場合は、予定価格の10分の6の額とし、予定価格の10分の8.2を超える場合は、予定価格の10分の8.2の額とする。

参照：高知市上下水道局企画財務課ホームページ内「入札・契約制度」中、「**建設工事に係る委託業務の最低制限価格の算定方法の改正について（上下水道局 令和7年4月1日以降）**」を参照のこと。